

令和4年度第6回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年9月1日（木）午後1時40分 から 午後2時56分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

報告第 28 号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

4、議案

議案第 30 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 31 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 32 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 33 号 筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について

議案第 34 号 買受適格証明願（3条）について

5、報告

報告第 29 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 30 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 31 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

6、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長

横田 実

農地調整課長

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ課長補佐

高島 満

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

板橋 淳也

6、会議の概要

議 長

只今より、令和4年度第6回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、23名であります。よって定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、15番 関口委員と16番 蓮沼委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、報告第28号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局長
菊地課長

それでは、菊地課長よりご説明申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。報告第28号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて、令和4年9月1日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

この取下げについては、議案書4ページの議案第30号、受付番号2番の案件になっております。8月23日付けで取り下げ願いが提出されました。取り下げの理由は、譲受人を変更するため取り下げるものとなっております。以上です。

議 長

報告のとおりでございます。議案書4ページ、議案第30号、受付番号2番の削除をお願いします。

次に、日程第4、議案第30号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号3番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号3番は、3番議席 栗島和子委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時45分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

議案書3ページをお願いします。議案第30号、農地法第3条の規定による許可について、令和4年9月1日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次の

ページをお願いします。

番号：3番、譲受人：筑西市上野、譲渡人：水戸市上国井町、申請土地の表示：関本分中字三所、台帳地目：田、現況地目：田、面積：484㎡、外4筆、合計5筆、合計面積3,000㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：2,555a、従農者数：4（2）、譲渡人の経営面積：133a。以上です。

只今、事務局より説明がありました。

受付番号3番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。

3番についてご報告申し上げます。譲受人は、地元でも大規模経営をしており、また法人化もしている経営者です。公社との売買ということで、何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第30号、受付番号3番を採決いたします。

議案第30号、受付番号3番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第30号、受付番号3番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、3番議席 栗島和子委員の除斥を解きます。

午後1時48分 解除

つづいて、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

4番、譲受人：筑西市寺上野、譲渡人：筑西市東石田、申請土地の表示：東石田字宮下、台帳地目：田、現況地目：田、面積：588㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：335a、従農者数：1（1）、譲渡人の経営面積：152a。

5番、筑西市松原、筑西市松原、松原字大池、田、田、830㎡、外1筆、合計2筆、合計面積1,185㎡、売買、2,233a、4(3)、12a。

6番、筑西市野殿、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字桜塚、畑、畑、4,024㎡、外1筆、合計2筆、合計面積5,176㎡、売買、416a、7(3)、84a。

7番、筑西市下野殿、筑西市下野殿、下野殿字西原、畑、畑、716㎡、売買、63a、2(1)、82a。

8番、つくば市二の宮、筑西市宮後、宮後字赤浄地、畑、畑、1,422㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,072.12㎡、交換、1,161a、2(2)、163a。

9番、筑西市宮後、つくば市二の宮、宮後字一丁田、田、田、2,192㎡、交換、163a、4(3)、1,161a。

次のページをお願いします。

10番、つくば市二の宮、筑西市宮後、宮後字新田、田、田、174㎡、外2筆、合計3筆、合計面積1,445㎡、交換、1,161a、2(2)、163a。

11番、筑西市宮後、つくば市二の宮、宮後字一丁田、田、田、2,707㎡、交換、163a、4(3)、1,161a。

12番、筑西市樋口、筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、59㎡、他5筆、合計6筆、合計面積2,096㎡、売買、3a、2(1)、64a。

13番、筑西市上平塚、筑西市中館、上平塚字村北、田、田、118㎡、外1筆、合計2筆、合計面積157㎡、贈与、53a、2(2)、2a。

14番、結城市今宿、東京都青梅市東青梅、花橋字無、畑、畑、989㎡、外9筆、合計10筆、合計面積4,906㎡、売買、210a、1(1)、49a。

15番、結城市今宿、東京都青梅市東青梅、花橋字無、原野、畑、1,967㎡、売買、210a、1(1)、20a。3条は、以上になります。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を4番よりお願いします。

小野田
勝男
委員

22番、小野田です。

明野地区の申請案件のご報告を申し上げます。8月26日に明野支所において、農業委員、また農地利用最適化推進委員全員で書類の審査を行いました。書類の不備はなかったことをまず以って、ご報告いたします。それでは4番についてご報告いたします。受人さんはですね、社会福祉法人であり、渡人さんが畑の草刈りで悩んでいる話をしたところ、売買の話がまとまったそうでございます。また、明野地区の3条の申請案件ですが、5番、8番、9番、10番、11番とありますので、続けて報告してよろしいですか。

議長

はい、認めます。

小野田
勝男
委員

次に5番の案件ですが、受人さんは、明野地区では大規模農家です。申請土地も長い間、借りて作っていたそうです。今回、是非買ってほしいと懇願されまして、売買に至ったそうです。続きまして8番、9番の案件ですが、後日

電話にて受人さん、渡人さん双方に確認をとりました。8番の渡人さんの土地の真ん中に受人さんの土地があったそうでして、お互いに交換をすれば条件が、仕事がしやすいということでの交換の案件であります。続きまして10番、11番の申請案件なのですが、10番の受人さんは8番の受人さんの妻にあたる方であり、先程報告をしました8番、9番の案件と同様でありまして、お互いに交換をすれば条件が良いということです。私が少し気になって電話でお聞きした部分についてですが、10番と11番の交換ですが、11番の申請土地の方が1反3畝ほど多いんですね。何か事情があるんですかと聞きましたところ、どうしてもほしい土地なのでということでございました。以上、それぞれ皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

6番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14番、宮崎が報告します。

8月25日に書類審査及び現地調査を行いました。書類に不備はありませんでした。渡人は芝を作っていましたが、なかなか管理が届かないことから、申請地を売りたいということになり、受人は芝を生産している法人でありまして、行政書士を通じて売買を頼んだところ、快諾してもらったということです。問題はないと思います。皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

7番をお願いします。

関口均
委 員

15番、関口です。

7番について説明いたします。25日に書類審査をしました。渡人は近くに住んでいるため、直接話を聞きに行きました。渡人の話では、受人に畑を譲ってくれないかと頼まれたそうです。申請地は、受人の土地の隣にあり地続きであります。受人には電話で連絡をとりました。野菜を作る予定ということです。双方とも提出された書類に何ら問題のないことを確認しました。よって当案件は、許可相当と思われませんが、皆様の更なるご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長

12番をお願いします。

飯泉孝
委 員

4番、飯泉です。

12番、13番をご報告いたします。先月25日に書類審査を行いまして、後日電話での聞き取りをしました。まず12番ですが、渡人は、高齢になったため耕作していくことができないということでありました。受人は、会社勤めが終わりまして、今後、畑で作物を作りたいとのことでございます。問題ないかと思えます。次に13番ですが、渡人、受人は、親戚関係でございまして、この渡人の方ですが、以前より体を壊しておりまして、長く病院に入院している状態でございます。それで渡人の姉にあたる方に電話で確認をとりましたとこ

ろ、間違いがないとのことでございました。許可相当かと思えます。皆様方の更なるご審議の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 14 番をお願いします。

栗島菊雄 18 番、栗島です。

委 員 14 番と 15 番をご報告申し上げます。14 番と 15 番の譲渡人は、14 番は個人名、15 番は会社名ということで、同一人物です。受人は、申請土地の地名、花橋地区や他でも大規模に野菜を作っています。今回、申請土地も大分前から耕作しているのですが、渡人から買ってもらえないかということで話がまとまり、今回の申請になりました。書類に不備もないことですので、問題ないかと思えますが、皆様方のご審議、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

(17 番 宮山繁治委員 挙手)

議 長 17 番 宮山委員。

宮山繁治 17 番、宮山です。

委 員 私が勉強不足で申し訳ないのですが、お聞きいたします。12 番の件なのですが、売買で受人の経営面積が 3 a となっていますが、茨城県に 50 a なくても可能なのか、それと備考欄に真岡市に同じように同時申請中とありますよね。これは、同じ譲受人と譲渡人が真岡市に取引を同じく申請しているという解釈でよろしいんですよね。

議 長 事務局。

高島補佐 そのとおりでございます。同じく真岡市にも申請をされていまして、確認をしてありますので、間違いありません。

議 長 真岡市と筑西市で 50 a になると思われます。

宮山繁治 県をまたがっても、茨城県承認ではなく、栃木県でも合算して 50 a で承認してもらおうということですね。

議 長 他県と一緒に 50 a になればいいということです。

宮山繁治 はい、分かりました。県のみだと思っていたものですから。

議 長

他、ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 30 号、受付番号 4 番から 15 番を採決いたします。

議案第 30 号、受付番号 4 番から 15 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 30 号、受付番号 4 番から 15 番について、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明申し上げます。

ご説明申し上げます。議案書の 6 ページをご覧ください。議案第 31 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 4 年 9 月 1 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

まず番号 1 番と 5 番が同一事業となりますので併せて説明いたします。

番号 1 番、譲受人：筑西市舟生、譲渡人：筑西市舟生、申請土地の表示：舟生字上木有戸、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：1,801 m²、契約内容：売買、転用目的：駐車場兼車両置場。

5 番、筑西市舟生、筑西市舟生、舟生字童子、畑、畑、54 m²、売買、車両置場。

申請地は、筑西市役所関城支所の北西側約 1.3 km、県道筑西三和線の西側約 220m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地に隣接する土地で自動車の販売修理業を営んでおりますが、事業拡大に伴い、駐車場、車両置場が手狭になってきたことから申請するものです。

つづいて 2 番と 3 番も関連がありますので併せて説明いたします。

2 番、筑西市飯島、結城市大字結城、飯島字村前、畑、畑、231 m²、売買、貸資材置場。

3 番、筑西市飯島、筑西市飯島、飯島字村前、畑、畑、486 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積、649 m²、使用貸借、資材置場。

申請地は、市立下館西中学校の東側約 630m、国道 50 号線の北側約 900m に

位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できません。申請者は、申請地付近で建設業を営む法人およびその代表者です。事業の拡大により資材置場が手狭になってきたことから申請したのですが、その際、許可を得ずにその隣の農地を資材置場として使用していることが判明したためこの是正も併せて申請するものです。

4番、筑西市下川島、筑西市小川、小川字八丁、畑、畑、315㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、県道結城二宮線の北側約70m、下館運動公園の西側約1.5kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は現在市内の借家にて生活しておりますが、子供の成長に伴い部屋が手狭となったことから、自己住宅を新築すべく申請するものです。

6番、筑西市木戸、筑西市木戸、木戸字株木、畑、雑種地、160㎡、売買、駐車場。

申請地は、関東鉄道常総線黒子駅の南側約420m、県道谷和原筑西線の西側約140mに位置する、500m以内に鉄道の駅がある第2種農地です。なお、候補地の検討がなされています。申請者は申請地に隣接する土地に居住していますが、接する道路が非常に狭くすれ違いも困難であることから待避所兼駐車場を整備する計画を立て申請するものです。

次のページをお願いします。

7番、埼玉県越谷市レイクタウン1丁目、筑西市小川、小川字弘化山、畑、畑、361㎡、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の西側約100m、JR水戸線川島駅の北側約1.6kmに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。なお、候補地の検討がなされております。申請者は、現在市外の借家にて生活しておりますが、婚姻を機に帰郷し、実家に隣接する土地に自己住宅を新築する計画を立て申請するものです。

8番、東京都八王子市長沼町、筑西市蓮沼、蓮沼字反町、畑、畑、524㎡、売買、太陽光発電設備。

申請地は、筑西市役所協和支所の南西側約1.5m、JR水戸線の線路に接する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。なお、候補地の検討がなされております。申請者は市外に住所を置き、太陽光発電設備で得た電力の売却を行う個人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

次に9番、次ページにまたがっておりますので8ページも一緒にご覧ください。

9番、筑西市幸町二丁目、筑西市小川、外1名、合計2名、玉戸字山ヶ島、畑、畑、2,776㎡、外1筆、合計2筆、合計面積3,820㎡、売買、児童自立支援施設。

申請地は、JR水戸線玉戸駅の南側約1.3km、県道筑西三和線北側約1kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できません。申請者は申請地付近で児童自立支援施設運営している法人です。近年利用

者数の増加が顕著であることから新たな施設の設置を計画し申請するものです。

10番、筑西市折本、筑西市折本、折本字北板堂、畑、畑、297㎡、売買、資材置場。

申請地は、真岡鉄道ひぐち駅南西側約150m、国道294号線の東側約100mに位置する、300m以内に鉄道の駅のある第3種農地です。申請者は、申請地に隣接する土地で製造業を営む法人で、事業拡大に伴い新たな資材置場の確保が必要になったことから申請するものです。

11番、筑西市布川、筑西市舟生、舟生字上木有戸、山林、畑、957㎡、売買、廃車置場。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約227m、県道結城下妻線の東側約1.5kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内で自動車解体業を営む法人です。昨今の中古自動車部品需要の増加により既存の廃車置場が手狭になったことから、自社近くに設置すべく申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

栗島和子
委員

3番、栗島です。

1番と5番についてご報告いたします。先月の25日に書類審査並びに現地調査を行いました。後日、受人と渡人に電話で確認いたしました。申請地は、隣に面している場所で、渡人の方もそれぞれ間違いないとのことでした。受人も広く駐車場として使えるように申請したもので、問題ないと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長

2番をお願いします。

高島敏男
委員

21番、高島です。

まず初めに電話番号なのですが、受人の電話番号にかけたところ、外国人の方宅らしくて、農業委員ってなんですかと言われてしましまして、困ってしまいました。最終的には、同じ氏の違う番号の方にかけてら収まりがついたので、そのようなことがありましたということ承知しておいて下さい。お願いします。改めまして、先月、書類審査後、現地確認をいたしました。これは、先月、先々月と7月頃に案件として1度出されていましたが、畑に砂利を敷いて小屋を建ててしまったということがありまして、その7月の時には却下されている内容です。そのようなことで、不備が見つかり、再申請されたものです。当然、前回建っていた小屋もなくなっていました。これなら我々も資材置場としての転用に問題なしと改めて判断いたしました。更なる皆様のご審議の程をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

4 番をお願いします。

瀬端洋
委 員

23 番、瀬端です。

ご報告申し上げます。8月25日に書類審査及び現地調査を行いました。書類にも現地にも不備がないことを確認することができました。後日、渡人のご自宅に伺いまして、いろいろお話を聞きました。受人は、渡人の孫にあたりまして、今、子供2人をかかえてアパートに住んでいるということでございました。アパートも手狭になり、また長男が来年の4月に小学校入学するというので、両親にその孫を見ていただきたいという旨と、またアパートの賃料もこの先を考えるとなかなか負担になって大変だということで、実家の近くの土地を贈与というかたちで渡していただきまして、そこに家を造るということでございました。以上のことから許可相当かと思えます。更なる皆様方のご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

8月25日、関城支所におきまして書類審査並びに現地の確認を行いました。事務局から説明があるとおり、現在は碎石を敷いてありまして、駐車場ということから畑の原型は保っておりませんでした。その後、この案件の代理人、行政書士の先生とお会いすることができましたので、事情を聞きました。譲受人、渡人は、本家、分家の間柄だそうです。もう何年前になりますか、関城町時代にですね、譲受人が新宅をしたそうなのですが、その当時、厳格に500㎡で区切ったそうです。転用を。その脇にあるこの160㎡が、畑として残って、分家の持ち物になっていたんですが、今現在の持ち主に最近相続になりまして、今後、代が変わると分からなくなってしまうということで、売買でこの土地を求めたそうです。この土地は、非常に狭い道路に繋がっておりまして、乗用車、軽トラックも交差はできないような道路でして、この申請土地を近所の人、本人、いろいろな宅急便の方、郵便車とかがここで交互しながら使っているようでございます。そのような状況からも許可相当と判断しました。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

7 番をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9 番、國府田です。

8月25日、書類審査の後、現地確認に行ってきました。その後、電話で確認をしましたが、まず受人、この方は埼玉県に住んでおりますが、渡人の家から出た、要するに孫ですね。おばあちゃんの孫が、自分のおばあちゃんの実家の近くに土地を借りて自己住宅を建設するというものでした。それから問題は、渡人の電話番号、これが全く違う番号だったんです。よく考えてみれば、0298ですからおかしいと言えばおかしいのですが、2回電話をしてもどこかの会社

が出てしまいまして、事務局で確かめてもらいましたら、これは間違いだったということです。ですからこの時点では、書類審査の不備だとは思わなかったのですが、この電話番号の違いも書類の不備だと思いますので、申請者には是非ですね、この電話番号を間違えないように書いていただくように言ってもらえますようお願いいたします。申請案件の中身につきましては、そのようなこともありました。許可相当と思われま。皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 8 番をお願いいたします。

岩淵進
委 員 8 番の案件を 6 番の岩淵が報告します。
先月 26 日、書類審査と現地確認を農業委員と農地利用最適化推進委員で行いました。後日、譲受人と譲渡人に電話で申請内容の確認を行いました。現況は栗の木が植えてあり農地というよりも山林に近い状態でありました。書類に不備もなく許可相当と思われま。皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長 9 番をお願いいたします。

大林富子
委 員 11 番、大林です。
9 番について報告いたします。8 月 25 日に書類審査及び現地確認調査を行いました。現地は、渡人 2 名がそれぞれ所有する地続きの畑で、西側には公園があり日当りの良い土地でした。後日、受人、渡人それぞれに電話にて確認したところ、内容に間違いのないことでした。書類等にも問題なく、この申請は許可相当と判断しますが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。尚、渡人の一人の電話番号がやはり違っておりましたので、ご報告します。よろしくお願いたします。以上です。

議 長 10 番をお願いいたします。

坂入進
委 員 24 番、坂入です。
8 月 25 日、書類審査及び現地確認を行いました。転用目的は、資材置場となっております。現地は最寄りの駅より 300m 以内、また第三種農地となっております。特に問題はないと思われま。更なる皆様方の審議の程をよろしくお願いたします。

議 長 11 番をお願いいたします。

宮崎亨
委 員 14 番、宮崎が報告します。
8 月 25 日、書類審査及び現地調査を行いました。後日、双方に電話で確認をしましたが、問題はありません。ただ、廃車置場で申請になっていますが、6

月にやはり申請地の隣接地3反分弱を中古自動車置場として購入しているのですが、未だ何も行われぬまま草が生えている状態でしたので、早急に是正して使用を開始するように言っておきましたことを申し添えます。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第31号を採決いたします。

議案第31号、受付番号1番から8番、及び10番から11番は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第31号、受付番号1番から8番、及び10番から11番は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

つづいて、受付番号9番を採決いたします。

議案第31号、受付番号9番は、30aを超える農地転用事案となります。受付番号9番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第31号、受付番号9番は、原案どおり許可相当として県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

次に、議案第32号「現況確認証明(非農地証明)について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 板橋主任よりご説明申し上げます。

板橋主任 議案第32号、現況確認証明(非農地証明)について、令和4年9月1日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、申請人：筑西市小川、申請土地の表示：小川字弘化山、台帳地目：

畑、現況地目：宅地、面積：94 m²、現況：住宅敷地。

申請地は、県道小川川島停車場線の西側約 100m、JR 水戸線川島駅の北側約 1.6 km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

國府田
喜久男
委 員

10 番、國府田です。
先程 5 条で報告いたしました 7 番の譲渡人と同一の方です。この申請は、市道だと思われる道路から自宅に入るための私道を自分で作ってしまった案件です。問題ないと思います。非農地証明の発行は可能かと思われますので、皆様の更なる審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 32 号を採決いたします。
議案第 32 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 32 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 33 号「筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐、農政課堀江主事よりご説明申し上げます。
それでは 11 ページをお願いいたします。議案第 33 号、筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について、令和 4 年 9 月 1 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。農政課 堀江主事より説明いたします。

堀江主事

農政課の堀江と申します。よろしく願いいたします。それでは、議案第 33 号につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。変更の内容

につきましては、お手元の総会資料 14 ページから 15 ページの一覧表を基に説明させていただきます。また、各申出内容の位置図等を 16 ページ以降に掲載してございますので、必要に応じまして確認をお願いいたします。

1 番、筑西市下江連地内の事業計画者による下江連地内の畑、543 m²の内 500 m²での自動車整備工場を目的とした除外申出となります。

2 番、筑西市小川地内の事業計画者による小川地内の田、991 m²での駐車場を目的とした除外申出となります。

3 番、筑西市上平塚地内の事業計画者による上平塚地内の畑、672 m²での農家住宅敷地拡張を目的とした除外申出となります。

4 番、こちらは取下げとなっております。

5 番、筑西市小川地内の事業計画者による玉戸地内の畑、197 m²での自己住宅を目的とした除外申出となります。

6 番、一本松地内の事業計画者による一本松地内の田、1,008 m²の駐車場を目的とした除外申出となります。

7 番、筑西市関本上地内の事業計画者による関本上及び関本肥土地内の畑、計 1,943 m²での梨畑を目的とした編入申出となります。

8 番、筑西市関本肥土地内の事業計画者による関本上地内の畑、5,340 m²での梨畑を目的とした編入申出となります。

9 番、筑西市関本下地内の事業計画者による関本中及び関本下地内の畑、計 454 m²での駐車場を目的とした除外申出となります。

10 番、筑西市舟生地内の事業計画者による舟生地内の畑、5,862 m²での梨畑を目的とした編入申出となります。

11 番、筑西市大林地内の事業計画者による大林地内の田、1,487 m²の内 408.84 m²での農家住宅を目的とした除外申出となります。

12 番、筑西市松原地内の事業計画者による松原地内の畑、計 227 m²での貸資材置場を目的とした除外申出となります。

13 番、筑西市丙地内の事業計画者による猫島地内の田及び畑、計 2,150 m²での専用水道施設を目的とした除外申出となります。

14 番、筑西市東石田地内の事業計画者による東石田地内の畑、1,537 m²の内 536 m²での資材置場を目的とした除外申出となります。

15 番、筑西市小栗地内の事業計画者による小栗地内の田、5,268 m²の内 111.96 m²での農家住宅敷地拡張を目的とした除外申出となります。

16 番、筑西市丙地内の事業計画者による知行地内の畑、165 m²での防火貯水槽を目的とした除外申出となります。

以上、下館地区 5 件、関城地区 4 件、明野地区 4 件、協和地区 2 件、合計 15 件の申出がありまして、このうち、下館地区 5 件、関城地区 1 件、明野地区 4 件、協和地区 2 件、合計 12 件、田 4,973.80 m²、畑 2,447.00 m²、合計 7,420.80 m²を農用地区域から除外する方向で検討しております。

なお、本総会以前に茨城県 及び 土地改良区等の関係機関との事前調整を済ませており、今回の農用地区域の変更（案）に対し、「同意の見込み」との意見をいただいていることを申し添えさせていただきます。私からの説明は、以上

になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願い致します。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18番、栗島です。

本日、午後1時15分より農政企画審議会を開催し、議案第33号筑西農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の交付について協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第33号について、ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第33号を採決いたします。

議案第33号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第33号は原案どおり、筑西農業振興地域整備計画の変更について、同意の意見書を交付することに、決しました。

次に、議案第34号「買受適格証明願（3条）について」を上程いたします。
議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

それでは、高島補佐よりご説明申し上げます。

説明いたします。別紙議案第34号をお願いいたします。まず訂正がございます。裏面の競売（公売）入札期間とございますが、こちらの方は、競売（公売）入札日でございます。入札日につきましても令和4年10月7日から28日となっておりますが、令和4年10月7日となります。よろしくお願いいたします。それでは、議案第34号、買受適格証明願（3条）について、令和4年9月1日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。裏面をお願いいたします。

番号：1番、申請人：筑西市辻、申請土地の表示：辻字橋本、台帳地目：田、現況地目：田、面積：2,768㎡、競売（公売）の入札日：令和4年10月7日、願出人の経営面積：1,441a、従農者数：3（2）、公売。

提案理由。競売（公売）公売に参加するにあたり、農地法第3条の規定による権利の取得者として不適格でないことの証明を行うものでございます。なお、

当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、3条許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可できるものとする。以上でございます。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥
委員

13番、齊藤です。
後日、申請人と直接お会いする機会がありましたので、お話をお聞きしました。以前からこの田んぼは作っていたそうで、市役所の公売担当者の方からこの公売に参加をしていただけませんかという案内がありまして、この買受適格証明の申請になったそうです。申請人は、認定農業者でもありますし、地域の担い手でもありますので、買受適格証明願の交付に支障ないものと判断いたしました。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第34号を採決いたします。
議案第34号は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第34号は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、決しました。

次に、日程第5、報告第29号から第31号を、事務局より説明願います。

事務局長
菊地課長

菊地課長よりご説明を申し上げます。
それでは、68ページをお願いいたします。報告第29号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和4年9月1日提出、筑西市農業委員会会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちら公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は3件です。

つづきまして、報告第30号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出に

ついて、令和4年9月1日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。宅地分譲8件、貸家住宅1件、自己住宅1件、住宅敷地1件、合計11件です。

つづきまして、報告第31号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和4年9月1日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約7件を含む28件です。以上でございます。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和4年度第6回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和4年9月1日

議 長

署名委員

署名委員